

令和7年度石岡市コミュニティ事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、人口減少及び少子高齢化が進行する中、今後のまちづくりにおいて一層重要な役割を果たすことが期待される区、自治会等の事業のうち、地域の魅力発信等及び地域間等の交流に資するコミュニティ事業費を支援することにより、魅力的な地域づくり及び協働のまちづくりを推進するため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区、自治会等 石岡市区長及び協力員規則（平成19年石岡市規則第15号）別表に定める区域又は一定の地理的範囲に集住する世帯で組織する団体で、規約等を定めるとともに、代表者等を置き、かつ当該団体に属する世帯からの会費等をもって、自主的に運営していると市長が認めるもの。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 国、県、市及び公的団体等が実施する事業への参加を目的とするもの
- (2) 事業の対象となる住民の資格について、正当な理由なく、これを制限することとなると市長が認める事業
- (3) 特定の宗教又は特定の政党若しくは公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者のために行うことを目的とした活動
- (4) 区、自治会等の住民のうち、特定の住民のみの参加を目的とした事業
- (5) 営利を目的とした事業
- (6) 国、県、市及び公的団体等からの補助金等を充当する事業

(7) その他市長が補助金を交付することが適当でないとする事業

3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項の補助対象事業に要する経費のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に支出する経費とし、別表第2に掲げるとおりとする。

4 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助金額は、別表第3に掲げるとおりとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、コミュニティ事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業に係る事業計画

(2) 収支決算書

(3) その他必要な書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の交付申請があった場合は、当該交付申請に係る書類等を審査し、補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金を交付するものと認めるときは、当該補助金の交付決定をするものとする。

（交付条件）

第6条 市長は、前条の交付決定をする場合において、次の条件を付するものとする。

(1) 補助金を目的以外に使用してはならないこと。

(2) 補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。

(4) その他市長が必要と認める条件

（交付決定通知等）

第7条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかに、決定内容及びこれに付した条件をコミュニティ事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更）

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる場合は、コミュニティ事業費補助金変更申請書（様式第3号）に、必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容に変更が生じるとき。
- (2) 補助金額に変更が生じるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときはコミュニティ事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、その他のときはコミュニティ事業費補助金変更承認通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者及び補助事業の内容の変更の申請をした者は、前2条の規定による通知を受けた場合において、補助事業の中止又は実施困難等により当該通知に係る補助金の交付の申請の取下げをするときは、市長が定める期日までに、コミュニティ事業費補助金交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、取消しするものとする。

（状況報告）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、市長が定める期日までに、コミュニティ事業費補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 補助対象経費に係る領収書（写し）又はこれに準ずる書類

(3) その他必要な書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、当該実績報告に係る書類等により、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、コミュニティ事業費補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助事業に是正の見込みがなく、補助金を交付することができないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、補助金の額の確定について、前条第2項の規定による通知を受けたときは、市長の定める期日までに、コミュニティ事業費補助金交付請求書（様式第9号）にコミュニティ事業費補助金確定通知書の写しを添えて、補助金の交付を請求しなければならない。

(概算払)

第14条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、当該補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第7条第1項の規定による通知を受けた後、市長が定める期日までに、コミュニティ事業費補助金交付請求書にコミュニティ事業費補助金交付決定書の写しを添えて、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けた場合は、第11条の規定による実績報告を行う際に、コミュニティ事業費補助金精算書（様式第10号）を、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 法令等，市例規等の処分に違反したとき。

(5) 市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定は，補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第7条第1項の規定は，第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 市長は，第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において，補助事業の当該補助金の交付決定の取消しに係る部分に関し，既に補助金が交付されているときは，コミュニティ事業費補助金返納・返還命令通知書（様式第11号）により，期限を定めて，その返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第16条 市長は，補助金の交付決定の取消しをするときは，当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は，令和7年4月1日から施行する。

（令和6年度石岡市コミュニティ事業費補助金交付要綱の廃止）

2 令和6年度石岡市コミュニティ事業費補助金交付要綱（令和6年石岡市告示第323号）は，廃止する。

別表第 1（第 3 条関係）

補助対象事業

区、自治会等が実施する石岡市協働のまちづくり条例（平成26年石岡市条例第31号）第 2 条第 6 号に定める市民公益事業のうち、次に掲げる項目に該当する事業費

- (1) 交流・協働事業 区、自治会等同士又は区、自治会等と他特定非営利活動法人等の団体が交流又は協働する事業
- (2) 魅力的な地域づくり事業 魅力的な地域づくりのため、新たに取り組む事業
- (3) 情報発信・啓発事業 区、自治会等が行うホームページの開設、活動内容及び地域の魅力等の情報を発信する事業又は活動への参加を啓発する事業
- (4) その他市長が特に必要と認める事業

別表第 2（第 3 条関係）

補助対象経費

補助事業の実施に要する経費

- (1) 報償費（講師謝礼等。区、自治会等の代表者、会員等へ支出するものを除く。）
- (2) 旅費（区、自治会等の代表者、会員等へ支出するものを除く。）
- (3) 需用費（単に親睦のみを目的とした懇親会等に要する経費を除く。）
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料（補助事業を実施する際に発生する使用料に限る。）
- (7) 賃借料（補助事業を実施する際に発生する賃借料に限る。）
- (8) 原材料費
- (9) 備品購入費

別表第 3（第 3 条関係）

補助対象者	補助金額
(1) 石岡市区長及び協力員条例（平成19年石岡市条例第 3 号）に定める区長を設置している区、自治会等	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（100円未満の端数は切捨て）とし、10万円を上限額とする。

年 月 日

石岡市長 宛

区，自治会等の名称

代表者の住所

役職 代表者の氏名

電話番号 ()

コミュニティ事業費補助金交付申請書

令和7年度石岡市コミュニティ事業費補助金交付要綱第4条の規定により，下記のとおりコミュニティ事業費補助金の交付を申請します。

記

1 補助金充当事業の実施目的（あてはまるものに○）

- (1) 情報発信・啓発事業
(2) 交流・協働事業
(3) その他市長が特に必要と認める事業
（実施予定事業）具体的にご記入ください。

--

2 補助金交付申請額 _____ 円

（補助事業予算）

収入	
計	円

支出	
計	円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) その他必要な書類

第 号
年 月 日

様

石岡市長

コミュニティ事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり決定したので、令和 7 年度石岡市コミュニティ事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、通知します。

記

1 決定の区分 交付 不交付

2 補助金交付決定額 金 円

3 交付条件

- (1) 補助金を目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。

4 不交付理由

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

区，自治会等の名称

代表者の住所

役職 代表者の氏名

電話番号 ()

コミュニティ事業費補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金について，補助事業を下記のとおり変更したいので，令和7年度石岡市コミュニティ事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 変更後の補助金の申請額 金 円
- 3 変更の内容
- 4 変更理由
- 5 添付書類
 - (1) 変更の内容が分かる資料
 - (2) その他必要な書類

第 号
年 月 日

様

石岡市長

コミュニティ事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更については、これを承認することに決定したので、令和7年度石岡市コミュニティ事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

また、補助金の額は、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付変更決定額 金 円
- 2 交付条件
 - (1) 補助金を目的以外に使用してはならないこと。
 - (2) 補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 号

年 月 日

様

石岡市長

コミュニティ事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、これを承認することに決定したので、令和 7 年度石岡市コミュニティ事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

区，自治会等の名称

代表者の住所

役職 代表者の氏名

電話番号 ()

コミュニティ事業費補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったコミュニティ事業費補助金について，令和 7 年度石岡市コミュニティ事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により，申請を取下げます。

取下げの理由

様式第 7 号（第11条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

区，自治会等の名称

代表者の住所

役職 代表者の氏名

電話番号 ()

コミュニティ事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金の事業について、下記のとおり実施したので、令和 7 年度コミュニティ事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 実績の概要（内容，効果等）
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 補助対象経費に係る領収書（写し）又はこれに準ずる書類
 - (3) その他必要な書類

様式第 8 号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

コミュニティ事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、補助金実績報告書の
審査結果に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和 7 年度石岡市コミュニティ
事業費補助金交付要綱第12条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円（交付決定額 金 円）
- 2 交付予定日 年 月 日

年 月 日

石岡市長 宛

区，自治会等の名称
代表者の住所
役職 代表者の氏名
電話番号 ()

コミュニティ事業費補助金交付請求書

年 月 日付けで（交付決定）確定通知のあった補助金について，令和 7 年度コミュニティ事業費補助金交付要綱第13条の規定により，下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 請求額の内容

補 助 金 の 名 称		令和 7 年度コミュニティ事業費補助金
交 付 決 定 通 知		年 月 日付け通知 (第 号)
補 助 金 交 付 決 定 額		円
確 定 通 知		年 月 日付け通知 (第 号)
補 助 金 確 定 通 知 額		円
内 訳	既 受 領 額	円
	今回請求額	円
	残 額	円

※補助金交付決定通知書又は補助金確定通知書の写しを添付すること。

3 振込先

振 込 口 座	銀行／信金 支店 普通／当座 第 号 信組／農協
フリガナ	
口座の名義	

年 月 日

石岡市長 宛

区，自治会等の名称

代表者の住所

役職 代表者の氏名

電話番号 ()

コミュニティ事業費補助金精算書

概算払により交付を受けた補助金について，令和7年度コミュニティ事業費補助金交付要綱第14条第3項の規定により，下記のとおり精算します。

記

1 精算の内容

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 概算払額 | 金 | 円 |
| (2) 交付確定額 | 金 | 円 |
| (3) 精算額 | 金 | 円 |

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

コミュニティ事業費補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで（交付決定）確定通知した補助金について、令和7年度石岡市コミュニティ事業費補助金交付要綱第15条第4項の規定により、下記のとおり返納・返還するよう通知します。

記

- 1 返納・返還すべき金額 金 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返納・返還方法 返納通知書による。
- 4 補助金の内容

交 付 決 定 通 知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金交付決定額	円
確 定 通 知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金確定通知額	円
補助金の既交付額	円（ 年 月 日交付）
返 納 ・ 返 還 事 由	

- 5 注意事項
- (1) 交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は、それぞれ石岡市補助金等交付規則第10条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第19条第1項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は、取消し後又は変更後のものを記入すること。
- (2) 石岡市補助金等交付規則第19条第1項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までに応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので、速やかに返還すること。
- (3) 補助金等の返納又は返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので、速やかに、返納又は返還すること。